

# 農林水産商工常任委員会資料

(令和7年1月23日)

## 項 目

- 鳥取県企業局改革プランの案について・・・・・・・・・・ 2ページ
- 鳥取放牧場風力発電所の民間譲渡に係る公募について・・・・・・・・ 7ページ

企 業 局

**鳥取県企業局改革プランの案について**  
 ～鳥取県企業局経営戦略プラン（仮称）に向けた指針～

令和7年1月23日  
 企業局経営企画課

「鳥取県企業局改革プラン」について、令和6年6月13日開催の農林水産商工常任委員会における委員意見等も踏まえ、下記のとおり修正のうえ、別紙のとおり策定します。

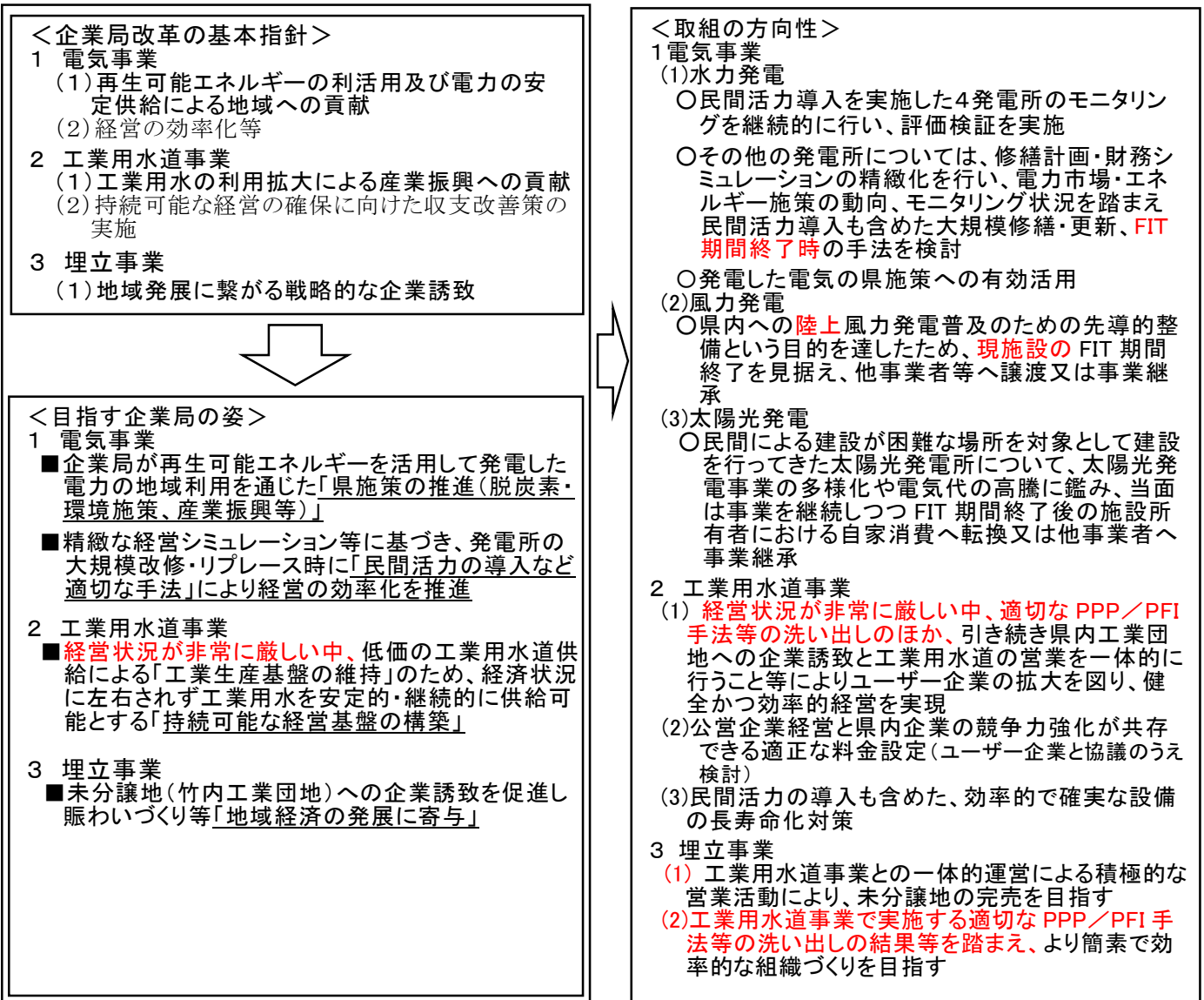
**【修正のポイント】**

- 電気事業について FIT 期間終了を見据えた取組の方向性検討を明記。
- 工業用水道事業の経営について適切な PPP / PFI 手法等の洗い出しを追記。

**1 策定の趣旨**

- 昨今、コストカット型経済から賃金及び物価が伸びる成長型経済への転換が図られる中、引き続き物価高騰が見込まれ、また、人口減少・少子高齢化やアフターコロナへの対応等といった社会・経済環境の大きな変容が見られる。そのような状況下、企業局は、全国初の水力発電のコンセッション事業を実施する等、時代の変遷に応じて果敢な取組を実施してきた。
- 鳥取県においては、限られた行政資源（人員・予算等）を最大限活かし、政策の質・量・スピードを並立させた県政運営を行うため、鳥取県庁改革プラン（令和6年5月策定）において、「健全かつ機動的な財政運営の堅持」、「簡素で効率的・筋肉質な組織づくり」、「無理・ムダのない効率的な行政運営へ」を基本指針として令和8年度までの取組を始めたところ。
- また、鳥取県産業振興未来ビジョン（令和6年4月改訂）においては、県経済・産業の活力を引き出し、持続的発展を実現することを基本目標として、「中小企業から中堅企業への成長など、地域産業の核となる企業の立地を進めること」、「新たな産業分野を事業の柱とする企業が現れていること」などを10年後の県内産業の姿として描いている。
- こうした中、企業局では、企業性や経済性を発揮しながら、継続的な再生可能エネルギーの地域への供給、良質な工業用水の提供、工業団地への企業誘致などにより、産業の下支えとして県内経済に貢献し、持続可能な安定経営に向けた簡素で効率的かつ筋肉質な組織づくり等にも積極的に挑戦しながら、企業局の経営資源を活かして県の産業振興や地域貢献を行う等時代の変遷に則した県の施策の推進に貢献するため、今後の方向性の指針となる「鳥取県企業局改革プラン」を策定のうえ、「鳥取県企業局経営プラン」と統合させた新たな「鳥取県企業局経営戦略プラン（仮称）（令和9年度～18年度）」を策定する。

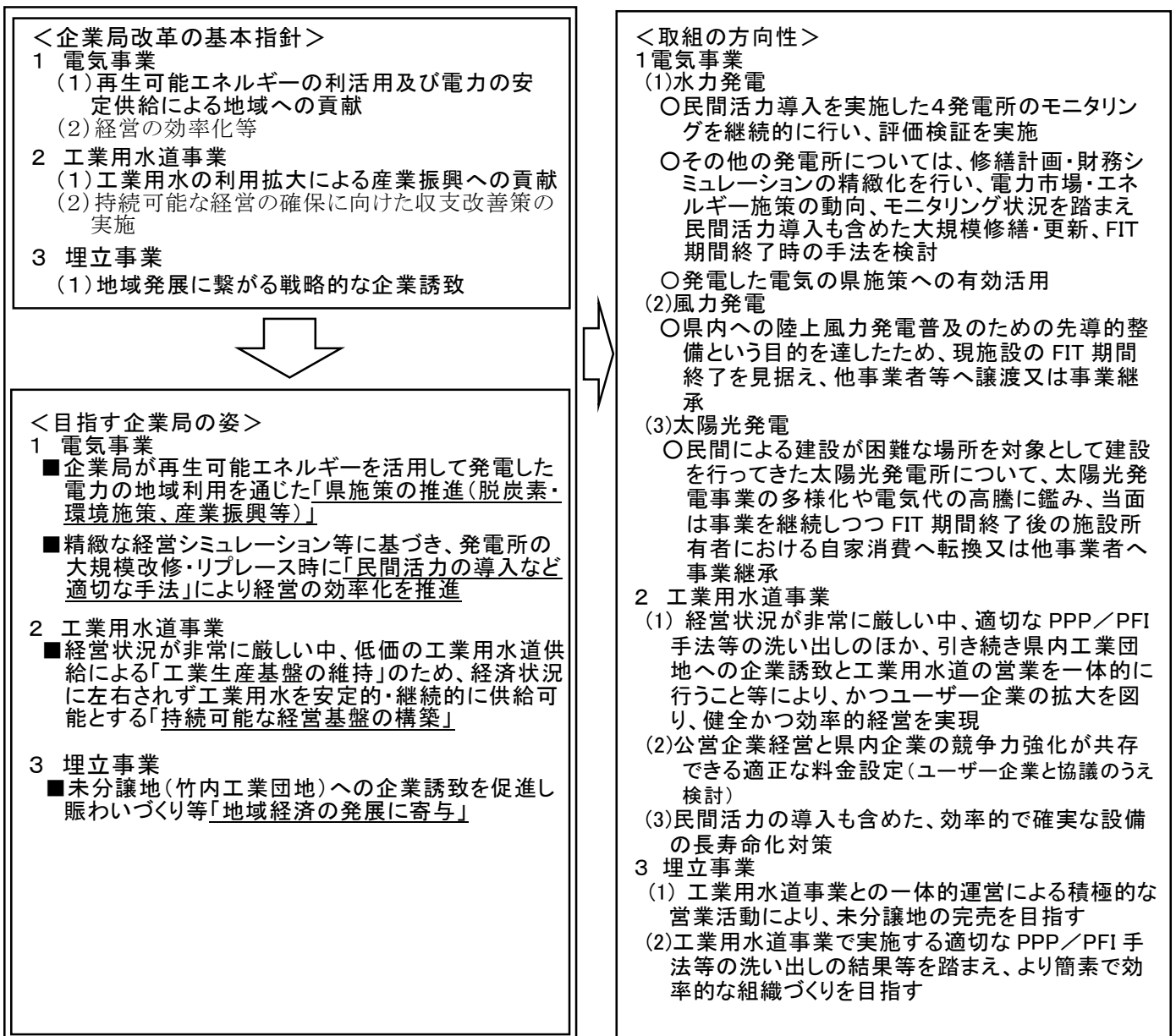
**2 基本指針・目指す姿・取組の方向性**



## 1 策定の趣旨

- 昨今、コストカット型経済から賃金及び物価が伸びる成長型経済への転換が図られる中、引き続き物価高騰が見込まれ、また、人口減少・少子高齢化やアフターコロナへの対応等といった社会・経済環境の大きな変容が見られる。そのような状況下、企業局は、全国初の水力発電のコンセッション事業を実施する等、時代の変遷に応じて果敢な取組を実施してきた。
- 鳥取県においては、限られた行政資源（人員・予算等）を最大限活かし、政策の質・量・スピードを並立させた県政運営を行うため、鳥取県庁改革プラン（令和6年5月策定）において、「健全かつ機動的な財政運営の堅持」、「簡素で効率的・筋肉質な組織づくり」、「無理・ムダのない効率的な行政運営へ」を基本指針として令和8年度までの取組を始めたところ。
- また、鳥取県産業振興未来ビジョン（令和6年4月改訂）においては、県経済・産業の活力を引き出し、持続的発展を実現することを基本目標として、「中小企業から中堅企業への成長など、地域産業の核となる企業の立地を進めること」、「新たな産業分野を事業の柱とする企業が現れていること」などを10年後の県内産業の姿として描いている。
- こうした中、企業局では、企業性や経済性を発揮しながら、継続的な再生可能エネルギーの地域への供給、良質な工業用水の提供、工業団地への企業誘致などにより、産業の下支えとして県内経済に貢献し、持続可能な安定経営に向けた簡素で効率的かつ筋肉質な組織づくり等にも積極的に挑戦しながら、企業局の経営資源を活かして県の産業振興や地域貢献を行う等時代の変遷に則した県の施策の推進に貢献するため、今後の方向性の指針となる「鳥取県企業局改革プラン」を策定のうえ、「鳥取県企業局経営プラン」と統合させた新たな「鳥取県企業局経営戦略プラン（仮称）（令和9年度～18年度）」を策定する。

## 2 基本指針・目指す姿・取組の方向性



### 3 計画期間：令和6年度～8年度

#### 4 企業局改革の基本指針及び目指す企業局の姿

##### 電気事業

- 戦後の電力不足等による社会的要請により電力の安定供給に貢献してきたが、現在では当初の目的を概ね達成しその意義は薄れている。一方、東日本大震災に伴う原子力発電所事故以降、再生可能エネルギーの導入拡大への社会的要請が高まっている。
- 令和5年度に県有施設・資産有効活用戦略会議において、県営発電所のあり方検討に係る基礎的調査結果について議論を行い、以下のとおりの方針が示された。
  - ・発電事業は民間代替性があるが事業全体で純利益は確保されており、エネルギー価格の動向が見通せない現時点で早急に民間譲渡等を行う必要性は認められなかった。
  - (コンセッション発電所以外の発電所について、コンセッション方式で民間活力導入を行った場合のVFMの簡易な試算を再度行ったが、大規模な再整備が現時点で見込まれていないことなどから、複数発電所を束ねるバンドリング等を行った場合も含め、VFMが確認できなかった)
  - ・再生可能エネルギーの地域内利用による県経済への寄与といった公共の関与の利点も認められることから、県施策へその利点を最大限活かせるよう、他県における活用事例も参考に、企業局が発電する電気の県施策(脱炭素・環境施策、産業振興等)へのさらなる活用策も検討すべき。
  - ・施策への有効活用を含めた将来的な方向性や、将来の大規模改修・更新における民間活力の導入可能性の検討のため、引き続き企業局で電力市場・エネルギー施設の動向の注視、コンセッション方式の評価・検証結果の確認、今後の発電事業の経営方針検討のためのシミュレーションの精緻化を実施する必要がある。
- これらを受け、以下を電気事業に係る基本指針とする。
  - (1) 再生可能エネルギーの利活用及び電力の安定供給による地域への貢献
  - (2) 経営の効率化等
- 基本指針を受けた目指す企業局の姿
  - (1) 企業局が再生可能エネルギーを活用して発電した電力の地域利用を通じた「県施策の推進(脱炭素・環境施策、産業振興等)」
  - (2) 精緻な経営シミュレーション等に基づき、発電所の大規模改修・リプレース・FIT 期間終了時に「民間活力の導入など適切な手法」により経営の効率化を推進

##### 工業用水道事業

- 工業用水は低廉で良質な水を安定供給することで、県内企業の経費削減及び競争力強化並びに企業誘致を図り、県内経済と雇用を支える重要な産業基盤であるが、初期投資が膨大で収益性が低く経営リスクも高いことから、企業局が将来にわたって工業用水を安定供給していくことが求められている。
- 令和5年度に県有施設・資産有効活用戦略会議において、工業用水道事業の検証を行い、上水道による代替については検討時点では経費削減効果がないとされ、以下のとおりの今後の検討方針が示された。
  - ・工業用水の赤字は、建設時の計画に対して給水量が減少し、結果的に過剰投資となり、減価償却費を賄っていないことが大きな要因であり、給水量を増加させるためのより一層の営業努力が必要。
  - ・一方で、安定的な事業運営のためには、給水量減少に伴うコスト上昇や物価上昇等を考慮して工業用水料金の値上げを行うことも対応策の一つであり、利用者へのヒアリング等も行いながら適正な料金に見直しを行うべき。
  - ・同時に、工水料金の値上げの検討の際には、運営にかかる経費削減についても検討を行うことが必要であることから、今後実施が見込まれる配水管の更新の際には、改めて民間活力の導入等も含め検討を行うべき。
- これらを受け、以下を工業用水道事業に係る基本指針とする。
  - (1) 工業用水の利用拡大による産業振興への貢献
  - (2) 持続可能な経営の確保に向けた収支改善策の実施
- 基本指針を受けた目指す企業局の姿
  - (1) 低価の工業用水道供給による「工業生産基盤の維持」のため、経済状況に左右されず工業用水を安定的・継続的に供給可能とする「持続可能な経営基盤の構築」

##### 埋立事業

- 工業用地は、企業誘致等による産業振興、雇用確保等に必要という考え方から昭和42年より整備、売却を進めてきた。
- 関係機関と連携して企業局が工業団地の分譲に取り組んできたが工業用地の未分譲地は3区画となり、分譲終了を見据えた効率的な組織形態の検討が必要。
- これらを受け、以下を埋立事業に係る基本指針とする。
  - (1) 地域発展に繋がる戦略的な企業誘致
- 基本指針を受けた目指す企業局の姿
  - (1) 未分譲地(竹内工業団地)への企業誘致を促進し賑わいづくり等「地域経済の発展に寄与」

## 5 基本指針と目指す企業局の姿の実現に向けた取組の方向性及び具体的取組

### 電気事業

#### <取組の方向性>

- I 4発電所にかかるコンセッション方式評価・検証結果の確認
- II 事業シミュレーションを精緻化(修繕・更新計画、発電所毎の収支計画)し将来の大規模改修・更新に向けた民間活力の導入検討の継続
- III FIT 適応期限終了後(R13～R20)に向けた民間活力導入及び将来的な民間譲渡等の検討のための基礎検討の実施
- IV 県有施設への電力供給実施に向けた検討

#### <実現に向けた具体的取組>

##### (1)水力発電

- ①民間活力導入を実施した4発電所のモニタリングを継続的に行い、評価検証を実施【取組の方向性I】

##### 【具体的取組】

- 民間活力導入を実施した4発電所の初期導入(再整備評価・運用)に係る評価を中間評価までに実施(次期経営戦略プランで検討)

※運営権の単位及び存続期間

運営権設定対象施設	運営権存続期間の開始日	運営権存続期間の満了日
春米発電所	令和2年9月1日	令和22年8月31日
小鹿第二発電所	令和5年9月1日	令和25年8月31日
小鹿第一発電所	令和6年8月1日	令和26年7月31日
日野川第一発電所	令和6年12月1日	令和26年11月30日

ただし、最長令和52年3月31日まで延長可能。

- ②その他の発電所については、修繕計画・財務シミュレーションの精緻化を行い、電力市場・エネルギー施策の動向、モニタリング状況を踏まえ民間活力導入も含めた大規模修繕・更新時の手法を検討【取組の方向性II】

##### 【具体的取組】

- 財務シミュレーションの実施(～令和7年度)
- 大規模修繕及び更新を見込んだシミュレーション(～令和7年度)
- 民間活力導入を実施していない8発電所の運営体制(直営・PFI・民間等)の検討(次期経営戦略プランで検討)
- FIT 適用期間終了後の対応検討(次期経営戦略プランで検討)

発電所名	最大出力(kW)	運転開始年月	FIT 適用年月(FIT 期限)
佐治発電所	5,000	昭和58年4月	非FIT
新幡郷発電所	9,200	昭和63年9月	非FIT
加地発電所	1,100	平成8年8月	非FIT
袋川発電所	1,100	平成23年6月	平成24年12月～令和13年10月
賀祥発電所	260	平成25年9月	平成25年9月～令和15年9月
若松川発電所	150	平成28年3月	平成28年3月～令和18年3月
横瀬川発電所	198	平成28年9月	平成28年9月～令和18年9月
私都川発電所	152	平成30年12月	平成30年12月～令和20年12月

- ③発電した電気の県施策への有効活用【取組の方向性IV】

##### 【具体的取組】

- 公営施設への電力販売協議(令和6年度～)
- 電力供給(令和8年度～)

##### (2)風力発電

- ①県内への陸上風力発電普及のための先導的整備という目的を達したため、現施設のFIT 期間終了を見据え、他事業者等への譲渡を実施(経済的に有利な条件で譲渡を検討)【取組の方向性III】

##### 【具体的取組】

- 民間譲渡に向けたサウンディングの実施(令和6年度)
- 民間譲渡に向けた公募入札の実施(令和6～7年度)

発電所名	最大出力(kW)	運転開始年月	FIT 適用年月(FIT 期限)
鳥取放牧場風力発電所	3,000	平成17年12月	平成25年4月～令和8年8月



### (3) 太陽光発電

- ① 民間による建設が困難な場所を対象として建設を行ってきた太陽光発電所について、太陽光発電事業の多様化や電気代の高騰に鑑み、当面は事業を継続しつつ FIT 期間終了後の施設所有者における自家消費へ転換又は他事業者へ事業継承につなげる【取組の方向性Ⅲ】

#### 【具体的取組】

○FIT期間終了後の施設所有者への譲渡等を含めた方針検討及び情報収集(令和6年度～)

発電所名	最大出力(kW)	運転開始年月	FIT 適用年月(FIT 期限)
企業局西部事務所太陽光発電所	200	平成 25 年 5 月	平成 25 年 5 月～令和 15 年 5 月
FAZ倉庫太陽光発電所	500	平成 25 年 10 月	平成 25 年 10 月～令和 15 年 10 月
企業局東部事務所太陽光発電所	120	平成 25 年 12 月	平成 25 年 12 月～令和 15 年 12 月
鳥取放牧場太陽光発電所	100	平成 27 年 1 月	平成 27 年 1 月～令和 17 年 1 月
鳥取空港太陽光発電所	1,990	平成 27 年 3 月	平成 27 年 3 月～令和 17 年 3 月
竹内西緑地太陽光発電所	1,250	平成 27 年 3 月	平成 27 年 3 月～令和 17 年 3 月
天神浄化センター太陽光発電所	1,500	平成 27 年 11 月	平成 27 年 11 月～令和 17 年 11 月
境港中野太陽光発電所	1,000	平成 28 年 2 月	平成 28 年 2 月～令和 18 年 2 月

### 工業用水道事業

#### <取組の方向性>

- I 大口ユーザーの大幅減量が見込まれるなど経営状況が非常に厳しい中、適切な PPP / PFI 手法等の洗い出しを行うほか、引き続き県内工業団地への企業誘致と工業用水道の営業を一体的に実施
- II 公営企業経営と県内企業の競争力強化が共存できる適正な料金の設定(ユーザー企業と協議のうえ検討)
- III 民間活力の導入も含めた、効率的で確実な設備の長寿命化対策の検討

#### <実現に向けた具体的取組>

- (1) 引き続き県内工業団地への企業誘致と工業用水道の営業を一体的に行うことで、ユーザー企業の拡大を図り、健全かつ効率的経営を実現【取組の方向性Ⅰ】

#### 【具体的取組】

- 関係自治体、県商工労働部等と連携した新規立地企業等への積極的な営業活動(令和6年度～)
- 工業用水道の配水管沿線上の未利用ユーザー企業への積極的な営業活動(令和6年度～)
- 健全かつ効率的な手法等の実現のため、適切な PPP / PFI 手法等の洗い出し(民間活力導入、民間譲渡、広域化等)の一環として、ポテンシャル調査を実施(令和7年度～)

- (2) 設備の老朽化対策が実施可能な公営企業経営と県内企業の競争力強化が共存できる適正な料金の設定(ユーザー企業と協議のうえ検討)【取組の方向性Ⅱ】

#### 【具体的取組】

- ユーザー企業に対し料金見直しの必要性を説明(令和6年度)
- ユーザー企業の理解を得ながら各種手続きの実施(令和6～7年度)
- ユーザー企業の理解を得ながら適切な料金設定の実施(令和8年度～)

- (3) 民間活力の導入も含めた、効率的で確実な設備の長寿命化対策の検討・実施【取組の方向性Ⅲ】

#### 【具体的取組】

- PC管区間(弓ヶ浜区間)の長寿命化対策の概略検討・PPP / PFI検討(令和6～8年度)
- PC管区間(弓ヶ浜区間)の長寿命化対策の実施(令和9年度～)

### 埋立事業

#### <取組の方向性>

- I 工業用水道事業との一体的運営による積極的な営業活用により、未分譲地の完売を目指す
- II 工業用水道事業で実施する適切な PPP / PFI 手法等の洗い出しの結果等を踏まえ、より簡素で効率的な組織づくりを目指す

#### <実現に向けた具体的取組>

- (1) 未分譲地は残り2区画となる見通しであり、工業用水道事業との一体的運営による相乗効果と、人員の有効活用により、積極的に未分譲地の完売を目指す。【取組の方向性Ⅰ】

#### 【具体的取組】

- 未分譲地の完売に向けた積極的な営業活動(令和6年度～)

- (2) 工業用水道事業で実施する適切な PPP / PFI 手法等の洗い出しの結果等を踏まえ、より簡素で効率的な組織づくりを目指す【取組の方向性Ⅱ】

#### 【具体的取組】

- 事業統合や業務連携の可能性の検討(令和7年度～)

# 鳥取放牧場風力発電所の民間譲渡に係る公募について

令和7年1月23日  
企業局経営企画課

鳥取放牧場風力発電所について、県内への陸上風力発電普及のための先導的整備という目的を達したため、F I T期間満了の令和8年8月を見据えて、民間事業者に譲渡し、民間事業者の技術力や経済性を活用することで、風力発電所の運営を長期にわたり継続することを目的として、民間譲渡にかかる諸手続きを進めることといたしました。

## 1 民間譲渡検討の経緯

- 鳥取放牧場風力発電所は、平成17年5月に地球温暖化対策の推進を図ることを目的として設置した。
- 昨今、民間事業者の技術力や経済性を活用することで、再生可能エネルギーによる発電事業を長期にわたり継続できる可能性があることから、公営企業が運営する風力発電所が民間企業に承継される事例も現れてきている。
- 令和5年12月に発生した2号機の不具合については、復旧に多額の修繕費を要することから修理を行わず、安全を確保する対策を取りつつ、1号機、3号機の撤去時期に合わせて撤去を行うようにしている。
- 民間事業者の技術力や経済性を活用して、風力発電事業の長期的な運営の継続性を図るため、売却することとした。

## 2 鳥取放牧場風力発電所の概要

- (1) 合計最大出力：3,000kW (1,000kW×3基)
- (2) 年間発電実績：4,915MWh (令和5年度)
- (3) 風車メーカー：三菱重工業㈱
- (4) 総事業費：約8億円
- (5) 運転開始日：平成17年12月1日

<鳥取放牧場風力発電所>



## 3 譲渡物件

- (1) 風車発電機3基 (1号機、2号機、3号機)
  - 発電機：1,000kW、風車最大高：98.7m
  - 風車：水平軸プロペラ型3枚羽根
  - 風車中心高：68m、風車直径：61.4m
- (2) 連系変圧器 (22KV/6.6KV) 1台
- (3) 昇圧変圧器 (600V/6.6KV) 3台
- (4) 配電盤開閉装置 1式
- (5) 自動制御装置 1式
- (6) 諸機械装置 1式
- (7) 送電設備 1式

## 4 譲渡条件

- (1) 鳥取県内への全量供給できる見込みがあること。
- (2) 譲渡後の事業期間は、10年以上であること。
- (3) 売却金額は、5,115千円(税込)以上であること。
- (4) 応募する法人が解体撤去費(税込)を提示し、解体撤去保証金として契約締結時に県に納付すること。
- (5) 応募する法人が提示した解体撤去費(税込)のうち1億23百万円(税込)を上限に県が負担すること。
- (6) 譲渡物件の引き渡しは、令和7年9月1日までに所有権移転すること。(F I T期間満了の1年前)

## 5 譲渡に伴う今後の資金収支の状況

風力発電所の譲渡により、F I T期間終了時(令和8年8月31日)に直営で撤去した場合に比べ、1年前倒し譲渡することで、約52百万円の資金収支が改善する見込みである(累積欠損金277百万円⇒225百万円)。

## 6 今後の予定

- (1) 公募 令和7年2月～3月
- (2) 入札 令和7年4月
- (3) 仮契約 令和7年5月
- (4) 議決 令和7年6月
- (5) 譲渡 令和7年9月1日まで